



こんにちは

# 村田けい子です

2017  
9.09  
№ 118

みなさんのご意見・ご要望をお寄せ下さい。フェイスブックやっています。

発行/日本共産党立科町議会議員 村田桂子 立科町塩沢1483 ☎0267(56)2868



立科小学校の3本のポプラ、立科小学校のシンボルになっている。

## 【一般質問】 9月7日

### 「ポプラを残して！」住民の切実な思いを質問

小学校のグラウンドの南側町道に歩道を整備し、幅9m、2車線の道路に拡幅整備する問題で、平成4年度の卒業生が記念樹として植えたポプラの伐採計画が明らかとなって、該当の子どもたち（現在37才ほど）と保護者から「ポプラを残して」と声が挙がり、町長への嘆願書や署名運動が起こった問題で、「ぜひとも記念樹であるポプラを残すべきではないか」の立場で質問しました。

#### Q、小学校線改良工事の背景と経過は？

A、平成25年4月に統合保育園が開園し、これを受けて6月の議会質問で「増加した交通量に対応し、すれ違いのできる町道整備が必要」と求められ整備に着手することとなった。徳花苑の移転に伴うものではない。

Q、平成4年度卒業生の記念樹であるということがなぜ、わからなかったのか。

学校日誌を含め当時の記録を探したが公的記録は見つからなかったため。

#### Q、小学校の周りの道路を整備すれば交通事故の危険も増すのでないか。歩道の設置だけで、拡幅工事はやめたらどうか。

A、歩道の設置と拡幅ということで県の社会資本整備資金の補助（6割）をもらえる。現在、ポプラを残して歩道を設置した場合の設計変更などで佐久建設事務所と調整中である。

卒業生と保護者のみなさんの頑張りで、町はポプラの伐採を見直し残す方向で県の事務所と調整しています。9月下旬には、その結果を議会に報告することとなっています。その後住民のみなさんときちんと話し合いを持つことを求めました。

#### Q、町長に出された署名の数は？

8月25日に 2,930筆、その後追加で合計で 3,211筆 町民の2人に一人が、「切らないでほしい、残してほしいと考えている」ということ。この思いを受け止めている。と町長・教育長は答弁しました。

#### Q、工事が進められているではないか、ストップして話し合うべきではないか？

A、ポプラに影響の出ない範囲で工事を進めている。

#### Q、「ポプラが危険になっている」との話もあるが、最低限の危険の除去対策は？

ポプラは成長が早いため、風にあおられると弱い。枝打ちが必要。2又になっている幹の選定も必要と考えている。



秋の使者

今週のパチリ

山から帰った夫のお土産はどっさりの赤ん坊（サクラシメジ）。思わず「ウワッ、すごい！」さっそくご近所におすそ分け。我が家では塩ゆでしてキノコご飯に。少し苦みがあったので2度茹でこぼし、水でさらして調理しました。油揚げと我が家のいんげんと一緒に混ぜご飯にしました。美味しかった！食欲の秋です。、

# 【一般質問】 その2

## 町所有の大型バス、町民が活用できるようにすべきでは？

### Q、町バスの現状と利用状況は？ 3台あるが利用は低調である。

- ①日野リエッセ 29人乗り H28年度購入705万円 H28年度 92回/年（月8回以下）
- ②コースター29人乗り H12年度購入565万円 H28年度 153回（月13回）
- ③教育委員会管理コースター H28年取得 29人乗り 地方創生加速化交付金で購入  
都市農村交流事業や自然体験、立科丸ごと体験事業など学習支援に限定されている。  
利用はH28年度 15回/年

現在、行政が所管する団体及び行事のための使用に限定している。・・・11団体

◎議会・農業委員会、民生児童委員会、区長・部落町会、スズラン会、消費者の会、食生活改善推進委員会、食品衛生協会、保健補導委員会、生活改善推進委員会、消防団

◎精神障がい者デイケア、高齢者招待会、健康サポーター講座、介護予防研修、佐久地区森林彩、西峰山の神祭典、市町村対抗駅伝、三校清掃、小中校外学習、特別支援学級交流会、愛川町交流、歩け歩け大会、すずらん学級、児童館遠足生涯学習講座、男女共同参画学習会、人権センター研修、園外保育、運動会練習、ハートフル家族交流会、防災訓練・・・20事業

### Q、なぜ、町民団体が利用できないのか？

A、町所有のバスの町民利用については、H21年度にまちづくり研究会から提言があり、研究して方向を決めた。「地域団体へのマイクロバス貸し出しはしない」と決定した。

町所有のバスは①自家用自動車である。②運転手は職員でなければならない  
③公務中に使用中の事故等だけが共済の支払い対象となる。④営業用でないため、有償運送が禁止されている。の縛りがある。

ガソリンの満タン返しなども実質有償運送となる。また、職員が公務外に運転した場合には、職務専念義務に違反する、という見解がある。

したがって、「土日に職員が他団体のために運転することは、職務命令でない限り違反となる」との見解。



米村町長  
当時とは状況も変化しており、町の財産を町民に使ってもらえるようもう一度検討したい。

### 【他市町に学んで道を開け！】

南牧村では(18人乗りマイクロ・28人乗り中型バス)

申請すれば利用できる。運転手は団体が用意、燃料、高速料金・保険などは団体持ち。一般団体の利用は月5、6回はある。

小海町では・・・申請があれば町職員がバスを運転し無償で利用できることに。(大型1、中型4)

教育委員会の公民館グループに登録されている団体の利用はOK、ゲートボール、バレーボール、剣道、卓球、ソフトボールなど各種大会、試合への送迎。小海中学校の試合への送迎(土日)

申請してもらい空いていれば利用可。

長和町では(30人乗り、28人乗りの2台)・・・年間でJRバスに運行委託。ほぼ2日に1回利用している。

運転はJRバスや和田バスの運転手に依頼し、各種団体の利用が可能。

千曲市では...職員同行でほぼ毎日活用

各種大会はスポーツ振興課の職員、社協関係は福祉課の職員が同行するなど職員同行で各種団体の利用に道が開かれている。